

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、グループの経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様が高い満足度を提供すること」を目標として、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けており、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ることによりコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスに係る基本方針は以下の通りです。

- 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
- 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。
- 当社は、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1 - 2 議決権プラットフォームの利用】

当社は、議決権行使状況及び株主構成について検討した結果、現時点で各種費用負担を行っての議決権プラットフォームの利用に関して利点が少ないことから、議決権行使プラットフォームの利用等による電子行使を可能とする環境づくりを実施しておりません。今後は議決権の行使状況及び株主構成等を踏まえ必要に応じて検討してまいります。

#### 【原則2 - 6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金の積立金の運用は行っておりませんが、在外連結子会社において確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度においては全額をリスクの小さい一般勘定にて運用しているため、運用の専門性を有する人材の登用・配置は行っておりませんが、保険会社からの報告を受け適切にモニタリングを行っております。

#### 【補充原則3 - 1 英文開示】

当社は、現在の外国法人等の持株比率と英文での情報開示を行うための各種費用を勘案した結果、招集通知を含む英語での情報開示及び提供の推進を実施しておりません。今後は議決権の行使状況及び株主構成等を踏まえ必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 1 中期経営計画】

当社は、経営に関する中長期の方針として各セグメントごとの目標は設定しておりますが、グループ全体では企業買収等を視野に入れて経営を行っているため当該内容を織り込んだ中期経営計画を建てるのは困難であります。そのため、具体的な中期計画は策定しておりません。

#### 【補充原則4 - 1 後継者候補の育成】

当社の取締役会は、最高経営責任者等の候補者育成を重要課題と捉えておりますが、現在のところ明文化した後継者計画は作成しておりません。後継者につきましては、業務執行取締役が協議により人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で、適任と認められる者の中から候補者を選定し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において慎重に審議を行い選任することとしております。

#### 【原則4 - 2 経営陣への支援】

重要な職務執行については必要に応じて経営陣で協議を行い、取締役会規程に基づき重要な職務執行を取締役会で審議いたします。その際は独立社外取締役を含めた社外役員により多角的な検討を行い、決議後は経営陣が迅速かつ果敢な意思決定をできるよう支援しております。なお当社は業績連動報酬を採用しておらず、より当社の経営状況に合わせたインセンティブ付けを行えるよう、中長期的な業績と連動する報酬について検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 2 業績連動型報酬】

当社では現在、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブ付けとしてストックオプション制度を採用しておりますが、将来的に役員報酬制度全体を見直す中で、中長期的な業績と連動する報酬について検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 8 独立社外取締役の会合】

現在当社におきまして独立社外取締役を構成員とする定期的会合、情報交換、認識共有は行われておりませんが、取締役会資料の事前配布又は必要に応じて事前説明を行ったうえで、取締役会におきまして独立社外取締役が社外監査役等と意見交換できる状況となっており、現時点では必ずしも会合等を必要としている状況ではないと判断しております。

#### 【補充原則4 - 8 筆頭独立社外取締役】

現在当社の独立社外取締役は2名となっております。今後任意の委員会や独立社外取締役を構成員とする定期的会合を設置する場合は検討い

たします。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者または会計士・税理士・弁護士などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。なお当社の各役員に関するスキルマトリックスは招集通知([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_soukai.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_soukai.html))及び当社のWEBサイト上([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))に掲載しております。また、経営経験を有する独立社外取締役の選任につきましては引き続き検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお現状は政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っていません。

また、政策保有株式の議決権行使の基準として、当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則的として全ての議案に議決権を行使します。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引につきまして取締役会で審議・決議を要することとしております。また当該取引の実施状況を定期的に監督する体制を整備しております。

#### 【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は人材育成と社内環境整備に関する方針を定めております。女性、外国人及びキャリア採用者などの多様な人材がその特性を活かせる環境の整備を整えており、当該多様性を活かすための政策を引き続き実施してまいります。なお、当該方針については当社WEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))掲載のとおりであります。

測定可能な目標として主要なものとして、女性の管理職比率がございす。現在の女性の管理職比率は36%であります。将来的には40%を目標として取り組んでまいります。外国籍役員及び従業員の登用又は中途採用者の管理職への登用については、上記WEBサイトをご確認いただければと存じます。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金の積立金の運用は行っていませんが、在外連結子会社において確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度においては全額をリスクの小さい一般勘定にて運用しているため、運用の専門性を有する人材の登用・配置は行っていませんが、保険会社からの報告を受け適切にモニタリングを行っております。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

( ) 経営理念や経営戦略、経営計画を有価証券報告書等に掲載、開示しております。

( ) コーポレートガバナンスに関する当社の取り組みを当社ウェブサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))に掲載し、コーポレートガバナンス報告書にも記載しております。

( ) 取締役報酬については、報酬方針を定めており、株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会で決議しております。当該報酬方針については有価証券報告書又はコーポレートガバナンス報告書の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」等で情報開示をおこなっております。

( ) 取締役の選解任の基本方針及び手続きについて、当社の役員としてふさわしい豊富な経験、高い見識及び高度な専門性を有しているか等を判断し、取締役会で決議しております。また、社外取締役の選任に当たっては東京証券取引所の独立役員基準に当社独自の選任基準を加重して、実質的に独立役員として監督業務に就く能力を審査しております。監査役については監査役の同意を得たうえで選任しております。

( ) 全ての取締役候補者について個々の指名理由を株主総会招集通知([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_soukai.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_soukai.html))に記載しております。

#### 【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組み等】

当社は、経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様が高い満足度を提供する」を実現すべく、ESG関連の法令及び諸規則を遵守し、当社グループと社会の双方が持続的に成長することを目指しております。サステナビリティ及び人材関連方針の詳細は当社WEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))において掲載のとおりであります。また知的財産の投資については、当社が運営する事業における商標を取得しておりますが、今後事業を展開するのに必要となる知的財産については積極的に取得して参りたいと考えております。

#### 【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令及び定款に規定された事項並びに株主総会の決議により委任された事項のほか、持ち株会社として子会社も含めた当社グループに関わる重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項について、取締役会の決議を行う旨を取締役会規程に定めております。具体的には取締役会において法令又は定款に定められている事項及び当社グループにおける重要事項を決定しております。また当社は、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により、経営陣に対する委任の範囲を定めており、最高経営層において経営方針や事業計画を定め、各管理職がそれぞれの業務分掌単位を管理し、最高経営層を補佐することによりグループ全体の具体的な課題や問題を迅速に解決する体制を整えております。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員に関する独立性基準については、コーポレートガバナンス報告書の「[独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

#### 【補充原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】

当社は、取締役会の下に独立社外取締役等を半数以上の構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。

なお社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、社外取締役及び社外監査役より独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言及び指摘等を得た上で、指名・報酬委員会の答申を受け、指名・報酬等を決定しており、取締役会の独立性・客観性は確保されています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するた

め、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者または会計士・税理士・弁護士などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。なお当社の各役員に関するスキルマトリックスは招集通知及び当社のWEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))上で掲載しております。また、経営経験を有する独立社外取締役の選任につきましては引き続き検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役及び監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の重要な兼任状況は、定時株主総会招集通知([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_soukai.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_soukai.html))の事業報告に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性についての分析・評価を行うために年一回、各役員に対して実効性評価のアンケートを実施しております。当該アンケート結果につきましては取締役会で報告し、より実効性を高めるために議論しております。

2023年3月期における当社取締役会においては、結果としては当社の取締役会は十分に実効性を発揮していると評価することができました。詳細につきましては当社のWEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))上で掲載しております。

【補充原則4 - 14 取締役及び監査役のトレーニング方針】

当社は取締役及び監査役が職務遂行上必要となる知識の習得又は法的な責任に関する理解促進に努めており、必要に応じてその機会を提供しております。また社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループに関する理解を深めることを目的として取締役会資料の事前配布や必要に応じて事前説明の機会を提供することで取締役会の審議の充実に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員として業務管理統括本部長を選任しており、業務管理統括本部をIR担当部署として設置しております。業務管理統括本部を中心にIR活動に取り組んでおり、株主との建設的な対話に努めております。

なお、当社は株主との建設的な対話を促進するため以下の対応を行っております。

- ( ) IRを担当する取締役を指定しております。
- ( ) IR担当役員のもと、業務管理統括本部が各部門の情報収集を統括することで、部門ごとの情報を共有し、連携を図っております。
- ( ) 当社WEBサイト等を通じて情報を開示しております。
- ( ) 株主の意見・懸念については業務管理統括本部でとりまとめ経営陣幹部に対する報告がなされております。
- ( ) 内部者取引管理規程を策定することで情報管理体制を構築しております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は自己の資本コストに関する目標値を設定し、それに基づく資本政策の基本的な方針を策定しております。詳細は当社WEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))を通じて公表しており、株主に対して理解していただくよう努めております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、企業体質の強化並びに積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実に図り、株主への利益還元を重要政策として認識しております。特に資本コストの観点からROICを新たな経営指標として重視しており、毎年目標値を公表しております。詳細は当社WEBサイト([http://www.j-escom.co.jp/ir\\_cg.html](http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html))を通じて公表しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KJCIインター	3,626,600	31.35
株式会社明日クリエイト	1,626,500	14.06
株式会社ジャック	675,200	5.84
株式会社ジャック・マネジメント	250,000	2.16
大木 壘	219,900	1.90
浜本 哲夫	120,600	1.04
宗田 こずえ	120,000	1.04
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	117,800	1.02
日浦 学	90,100	0.78
松井証券株式会社	86,800	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新



**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
雙田 裕三			税理士として豊富な経験や幅広い見識を有しており、主に財務及び会計の観点から当社経営に有用なアドバイスをいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
関口 博			弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、主にコンプライアンスの観点において当社経営に有益なアドバイスをいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室(内部統制監査兼任)、常勤監査役及び会計監査人がそれぞれの監査計画及び監査結果を報告するとともに報告会を開催するなど緊密に連携しております。また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会並びに適宜開催される会合等を通じて、定期的に内部監査、内部統制監査、監査役監査及び会計監査の状況について報告を受けるとともに、必要に応じ意見交換を行うなど相互連携を図っており、適正に監督・監査が機能する態勢となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
御子柴 健治	他の会社の出身者													
萩原 貴彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
御子柴 健治			財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督と有効な助言をいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
萩原 貴彦			弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点で当社の経営に対する監督と有効な助言をいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。また、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

1. 当社又は現在の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人(以下、「業務執行取締役等」という)ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2. 当社の経営を支配している個人(以下、「支配株主」という)又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等(親会社においては監査役を含む)ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3. 当社の主要株主(10%以上)ではないこと(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと)。
4. 当社グループの主要取引先(直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの)の業務執行取締役等でないもの。
5. 当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6. 当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

7. 当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8. 過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9. 配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないものかつ過去3事業年度において該当しなかったもの。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること、業績への寄与を高めることにより、一層株主の利益を重視した業績展開を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること、そして当社グループに対する参画意欲を高め、業績への寄与を高めることにより、一層株主の利益を重視した業績展開を図ることを目的としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役報酬につきましては、有価証券報告書等でその支給人員及び支給総額を開示しております。また事業報告では、全取締役の支給人員及び支給総額を開示しております。2024年3月度における取締役に対する報酬額等の額については、支給人員が5名で支給総額が34百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めております。また報酬額の妥当性と透明性を確保するため、諮問委員会として社外取締役が過半数である任意の報酬委員会を設置いたしました。まず報酬委員会に諮問をし、その答申を参考にして取締役会において審議し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

#### 1. 基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

#### 2. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬(毎月支給する定額の金銭報酬)、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額(株式報酬型ストックオプションを除く)を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただき、当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名(うち社外取締役0名)です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

#### 3. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額

を年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名(うち社外監査役3名)です。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への連絡・サポート等は、業務管理統括本部及び内部監査室が対応しております。また、取締役会の開催に際し招集の事前連絡を行い、欠席した社外取締役及び社外監査役に対しては議事内容を事後報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。

### 1. 取締役会

取締役会(社外取締役2名)は取締役5名(男性4名、女性1名)で構成しており、毎月定例の開催のほかに必要なに応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、グループの業務執行状況を監視しております。

### 2. 監査役会

監査役会は常勤監査役(1名)が中心となり定例監査役会(社外監査役2名)を四半期毎に開催するほか、内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、必要に応じた緊急監査役会の開催、また取締役会をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監視、監査する体制となっております。なお、監査役は弁護士及び会計の知識を有する監査役等がそれぞれの専門知識をもって協議し、また監査法人が適切な監査を実施できるよう、適宜、会計監査人と監査の状況について情報を共有した上で、かつ実効性があるように努めております。

### 3. 内部監査

内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査担当(1名)により、年間監査計画に基づいて内部監査を実施しており、内部監査規程による監査項目に添って、監査対象となる各部門毎において、組織及び制度監査、業務監査、会計監査(期末にあたっては期末決算監査を実施)を実施し、業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証し、経営に対する適切な助言を行い、業務の円滑、適切な運営の維持に努めております。

### 4. 会計監査人

会計監査につきましては、当社の会計監査人はアスカ監査法人であります。会計監査業務を執行した公認会計士は、伊藤昌久氏、今井修二氏であり、当社グループ監査に係る補助者は、公認会計士2名、公認会計士試験合格者等1名、その他6名であります。

### 5. 独立役員の確保の状況

当社は、社外取締役である雙田裕三、関口博の各氏及び社外監査役である御子柴健治、萩原貴彦の各氏を独立役員として指定しています。4氏とも一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の提出日現在において当社は社外取締役及び社外監査役を選任しており、社外取締役2名及び社外監査役2名を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外見識を取り入れた合理的な経営判断の確保及び業務執行監視及び監査役監査が実施される体制が整っていると判断し、適正なガバナンスが行われているものと認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	自社、外部機関掲載サービス、東京証券取引所のWEBサイト上で招集通知を早期開示しております。また、株主総会終了後には決議通知も掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。	



## IRに関する部署(担当者)の設置

当社はIR担当部署として業務管理統括本部を設置しております。IRを担当する情報取扱責任者は宗田こずえ(取締役業務管理統括本部長)、IR事務担当者は丸山博之(業務管理統括本部 部長)です。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「すべてのステークホルダーの皆様に高い満足度を提供する」をグループの経営理念とし、経営理念、行動規範、行動指針等を定め、社内イントラネットや当社ウェブサイトを通じて定期的に浸透させることでステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様に高い満足度を提供する」を実現すべく、「地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す」と及び「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する」を行動指針としており、ESG関連の法令及び諸規則を遵守し、当社グループと社会の双方が持続的に成長することを目指しております。こうしたサステナビリティをめぐる課題については取締役会において方針・施策に関する議論を行っており、四半期前に当該状況を確認しております。詳細は当社ウェブサイト( <a href="http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html">http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html</a> )で掲載しております。
その他	当社は人材育成と社内環境整備に関する方針を定めております。女性、外国人及びキャリア採用者などの多様な人材がその特性を活かせる環境の整備を整えており、当該多様性を活かすための制作を引き続き実施してまいります。なお、当該方針については当社ウェブサイト( <a href="http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html">http://www.j-escom.co.jp/ir_cg.html</a> )掲載のとおりであります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団に関して、取締役会の決議に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

b 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。

c 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。

b 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。

c 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。

b 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。

b 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
a 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。  
b 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
a 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。  
b 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

また、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正について  
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、社外監査役2名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほか必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況について  
業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

(3) リスク管理体制について  
取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適性について  
当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について  
監査役会は、社外監査役2名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役職務の執行を充分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない。」ことをグループ行動指針として定めることでグループ各社並びに役員に対する周知徹底を図っており、行政等とも連携を取りながら、代表取締役等の経営トップ以下グループ組織全体として、反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で対処することに努めることとしております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当項目はありません。

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの適時開示体制の概要は下記のとおりです。

(1) 適時開示の担当部署  
当社は、財務情報をはじめとする経営関連情報など投資者に適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、当社グループにおいて「内部者取引管理規程」を定め、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。  
1. 情報の集約・管理部署は、業務管理統括本部とします。  
2. 情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については、業務管理統括本部長を中心に必要に応じて関係部署と協議します。  
3. 当社グループの重要事実等については、情報開示担当役員の指示のもとに業務管理統括本部が担当します。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

1. 適時開示に該当すると考えられる内部情報が発生した場合は、各部の部門長から重要事実の所轄部署である業務管理統括本部に直ちに報告されます。
2. 業務管理統括本部から情報開示担当役員及び内部監査室に適時開示の必要性が報告されます。
3. 業務管理統括本部において、開示項目に該当するか否かを検討した上、東京証券取引所に事前相談を行います。
4. 情報開示担当役員から代表取締役社長に報告がなされ、取締役会が招集され承認の上、適時開示手続を行います。同時に、情報開示担当役員を通じて業務管理統括本部に適時開示の指示を行います。

(3)TDnetを通じた適時開示

業務管理統括本部は、法定事実または決算情報については、取締役会にて承認後、遅滞なく適時開示を行います。また、発生事実は、発生後遅滞なく適時開示を行います。

